

大阪府畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を公布する。

令和四年三月三十日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第四十四号

大阪府畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省
国土交通省令第六号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、法及び省令の定めるところによる。

(敷地と道路との関係に関する制限の緩和に関する認定)

第三条 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定申請書（様式第一号）の正本一通及び副本一通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

一 省令別表第一に掲げる図書（地盤面算定表を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

2 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定通知書（様式第二号）に、前項の畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしないときは、畜舎等の敷地と道路との関係に関する不認定通知書（様式第三号）に、第一項の畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(畜舎建築利用計画の認定の申請書に添付する図書)

第四条 省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る畜舎等が特例畜舎等以外の畜舎等である場合にあつては、指定確認検査機関（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）が当該畜舎建築利用計画について法第三条第三項第四号に適合するものであることを証する書類及び省令別表第一に掲げる図書

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(申請の取下げ)

第五条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の認定、法第六条第二項ただし

書の規定による認定又は省令第四十八条第二項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、畜舎等の建築等及び利用に関する認定申請取下げ届出書（様式第四号）を提出することにより、知事に届け出なければならぬ。

（仮使用の認定の申請書に添付する図書等）

第六条 省令第七十六条第一項の知事が必要と認める図書及び書類は、次に掲げるものとする。

- 一 指定確認検査機関が申請に係る畜舎等について安全上、防火上及び避難上支障がないと認められるものであることを証する書類
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（利用状況の報告）

第七条 省令第九十一条の知事の定める日は、令和四年度から起算して五年度ごとの年度の四月一日から十二月二十五日までのいずれかの日とする。

（建築等又は利用の取りやめ）

第八条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、畜舎等の建築等（利用）取りやめ届出書（様式第五号）を提出することにより、知事に届け出なければならない。

（身分証明書）

第九条 法第十四条第四項の証明書は、農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省令第六十二号）別記様式の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（第1面）

畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 申請概要 別紙のとおり
- 2 備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
 - ①幅員
 - ②敷地と接している部分の長さ
- (4) 敷地面積
 - ①敷地面積
 - ②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条に規定する畜舎等の建蔽率
 - ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(別紙)

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

②建蔽率

(8) 床面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

備考 がある場合は、該当するに✓印を付けること。

様式第2号（第3条関係）

畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定通知書

第 号
年 月 日

様

大阪府知事



年 月 日付で申請のあった畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 4 認定に係る畜舎等の種類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号（第3条関係）

畜舎等の敷地と道路との関係に関する不認定通知書

第 号
年 月 日

様

大阪府知事



年 月 日付で申請のあった畜舎等の敷地と道路との関係に関する認定については、下記の理由により、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定をしないことと決定したので通知します。

記

1 不認定の理由

2 備考

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4号（第5条関係）

畜舎等の建築等及び利用に関する認定申請取下げ届出書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

下記のとおり申請を取り下げたいので、大阪府畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行
細則第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請の種類
 - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定
 - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の変更の認定
 - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による認定
 - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由
- 4 備考

備考

- 1 がある場合は、該当するに✓印を付けること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5号（第8条関係）

畜舎等の建築等（利用）取りやめ届出書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

下記のとおり認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、大阪府畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 取りやめ後の利用計画
- 5 備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。